

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する 省令の一部を改正する省令（案）の概要

平成 28 年 1 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

地方交付税法の一部を改正する法律が成立した場合、増額された地方交付税の一部（469億円）については、普通交付税の調整復活分として、平成27年度中に交付することとなるが、地方交付税法第16条第1項は、4月、6月、9月及び11月以外に普通交付税を交付することを予定していないことから、普通交付税の調整復活が1月に行われる場合には、同条第2項の規定に基づき、1月の地方交付税の現金交付の特例を設ける必要がある。

2. 省令案の改正内容

平成27年度分の地方交付税に限り、普通交付税の交付時期（平成28年1月）及び交付額（調整復活による追加交付分）の特例を定める。

3. 今後の予定

地方交付税法の一部を改正する法律と同日に公布・施行予定